

那 霸 市 公 報

第 1 3 7 9 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

那霸広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 747
平成 1 5 年度上半期那霸市の財政（財政課）…………… 748

公 告

那霸広域都市計画事業那霸新都心土地区画整理事業に係る事業計画変更（第四回変更）の縦覧について（新都心開発課）…………… 761
建築基準法による命令の公告（建築指導課）…………… 761
那霸市入札参加資格審査申請について（管財課）…………… 762
平成 1 6 年度那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者の追加登録申請受付について（管財課）…………… 762

水 道 局 告 示

那霸市水道局指定給水装置工事事業者の休止について…………… 763

病 院 管 理 規 程

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… 764
那霸市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程…………… 772
那霸市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程…………… 774
那霸市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程…………… 774

選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について.....	775
直接請求に要する選挙権を有する者の数について.....	775
在外選挙人名簿登録者の抹消について.....	776

告 示

那霸市告示第57号
平成15年12月1日
掲 示 済

那霸広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那霸広域都市計画道路の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 霸 市
上記代表者 那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那霸広域都市計画道路

 - 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
3・4・那47号 石嶺福祉センター線
変更する部分 那霸市首里石嶺町4丁目
3・5・那28号 小禄高良線
変更する部分 那霸市字宇栄原及び宇栄原3丁目

 - 3 縦覧場所
那霸市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
-

那覇市告示第58号
平成15年12月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成15年4月1日から平成15年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度上半期那覇市の財政(平成15年9月30日現在)

1 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計(1)	108,840,736	43,505,540	40.0%	41,841,523	38.4%
特別会計(2)	81,769,436	30,778,063	37.6%	32,044,041	39.2%
土地区画整理事業	4,745,465	1,262,915	26.6%	945,746	19.9%
下水道事業	7,285,617	2,087,100	28.6%	2,649,679	36.4%
国民健康保険事業	30,748,483	10,653,277	34.6%	12,054,271	39.2%
老人保健	24,179,771	10,514,685	43.5%	10,701,871	44.3%
市街地再開発事業	321,884	799	0.2%	2,382	0.7%
介護保険事業	14,488,216	6,259,287	43.2%	5,690,092	39.3%
合計(1)+(2)	190,610,172	74,283,603	39.0%	73,885,564	38.8%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳入

(単位:千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	32,307,705	18,306,900	56.7%
地方譲与税	911,049	259,348	28.5%
地方交付税	14,185,328	9,331,771	65.8%
分担金及び負担金	955,801	482,279	50.5%
使用料及び手数料	3,024,079	1,334,666	44.1%
国庫支出金	27,839,542	6,953,110	25.0%
県支出金	4,062,914	1,091,183	26.9%
繰越金	1,482,605	1,975,608	133.3%
諸収入	1,862,894	529,684	28.4%
市債	16,191,200	94,800	0.6%
その他	6,017,619	3,146,191	52.3%
合 計	108,840,736	43,505,540	40.0%

歳出

(単位:千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	816,186	366,729	44.9%
総務費	8,537,555	3,115,331	36.5%
民生費	35,364,532	16,362,898	46.3%
衛生費	8,784,681	3,573,208	40.7%
労働費	37,019	12,282	33.2%
農林水産業費	186,407	85,814	46.0%
商工費	1,972,384	561,853	28.5%
土木費	24,278,598	6,385,250	26.3%
消防費	3,018,963	1,111,792	36.8%
教育費	13,678,357	4,180,120	30.6%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	12,054,827	6,036,246	50.1%
その他	111,223	50,000	45.0%
合 計	108,840,736	41,841,523	38.4%

3 財 産

①土地 (学校、公園など)	2,727,860㎡
②建物 (学校、図書館など)	964,143㎡
③基金 (特定の目的のための資金の積立など)	22,273,058千円
④有価証券 (株券)	3,609,352千円

4 一時借入金の現在額 0千円

5 市債残高

(単位：千円)

	一般会計	下水道事業特別会計	介護保険事業特別会計	合 計
財政融資資金	51,439,276	9,157,448	0	60,596,724
郵便貯金資金	176,800	0	0	176,800
簡易生命保険資金	34,113,322	4,750,377	0	38,863,699
公営企業金融公庫	2,541,800	6,770,022	0	9,311,822
市中銀行等	15,925,791	0	0	15,925,791
共済組合等	1,570,974	0	0	1,570,974
その他	1,334,000	60,000	1,256,086	2,650,086
合 計	107,101,963	20,737,847	1,256,086	129,095,896

6 平成14年度会計別歳入及び歳出決算額

(単位：円)

区分 会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰越 すべき財源	実質収支額 (純剰余金)
一 般 会 計(1)	107,719,193,019	103,753,991,186	101,778,382,791	1,975,608,395	851,304,262	1,124,304,133
特 別 会 計(2)	79,614,233,560	75,899,281,220	74,531,544,527	1,367,736,693	242,056,232	1,125,680,461
特 別 会 計						
土地区画整理事業	4,054,407,560	3,549,364,422	3,227,134,009	322,230,413	203,473,732	118,756,681
下水道事業	7,145,453,000	6,481,783,157	6,161,239,409	320,543,748	38,582,500	281,961,248
国民健康保険事業	29,223,155,000	27,660,415,063	27,146,284,641	514,130,422	0	514,130,422
老人保健	23,985,296,000	22,906,774,184	23,055,912,298	△149,138,114	0	△149,138,114
市街地再開発事業	36,072,000	36,071,637	35,272,623	799,014	0	799,014
介護保険事業	15,169,850,000	15,264,872,757	14,905,701,547	359,171,210	0	359,171,210
合 計(1)+(2)	187,333,426,579	179,653,272,406	176,309,927,318	3,343,345,088	1,093,360,494	2,249,984,594
対前年度比較	△3,789,028,239	△4,368,861,280	△4,029,985,944	△338,875,336	255,549,322	△594,424,658

7 平成14年度一般会計歳入及び歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	103,753,991,186	歳出決算額	101,778,382,791
市税	32,852,591,455	議会費	752,426,032
地方譲与税	840,549,199	総務費	11,670,512,354
地方交付税	15,850,528,000	民生費	33,276,613,338
分担金及び負担金	1,114,981,131	衛生費	6,755,747,614
使用料及び手数料	2,947,702,371	労働費	28,979,405
国庫支出金	21,969,212,416	農林水産業費	137,773,542
県支出金	4,642,162,119	商工費	2,038,704,707
財産収入	261,780,614	土木費	20,681,388,775
繰入金	2,834,894,793	消防費	2,728,720,303
繰越金	1,797,274,956	教育費	11,832,721,006
諸収入	2,054,274,274	災害復旧費	0
市債	12,374,400,000	公債費	11,844,795,715
その他	4,213,639,858	諸支出金	30,000,000

8 平成14年度市民1人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

(単位：円)

1人当たり行政経費	330,966
議会費	2,447
総務費	37,951
民生費	108,210
衛生費	21,969
労働費	94
農林水産業費	448
商工費	6,630
土木費	67,252
消防費	8,873
教育費	38,478
災害復旧費	0
公債費	38,517
諸支出金	97

平成15年3月31日現在人口 307,519人(外国人登録人口を含む)

市民1人当たり行政経費 330,966円

市民1人当たり市税負担額 106,831円

那覇市立病院業務の状況

1 事業の概要

主要統計

平成15年9月30日

項 目	単 位	実 績
入院患者数	人	82,323
外来患者数	人	135,197
合計患者数	人	217,520
一日平均入院患者数	人	450
一日平均外来患者数	人	1,082
病床利用率	%	95.7%
入院収益	円	2,861,512,584
外来収益	円	1,249,372,352
入院患者一人一日平均収入	円	34,760
外来患者一人一日平均収入	円	9,241
病床数	床	470

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		病院事業収益	8,985,360,000	4,416,513,300	49.15%	
	第1項	医業収益	8,616,859,000	4,201,597,699	48.76%	
	第2項	医業外収益	366,315,000	212,635,256	58.05%	
	第3項	特別利益	2,186,000	2,280,345	104.32%	

支 出

(単位：円)

	区分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		病院事業費用	8,885,558,000	3,751,858,178	42.22%	
	第1項	医業費用	8,686,552,000	3,663,711,559	42.18%	
	第2項	医業外費用	152,404,000	74,445,290	48.85%	
	第3項	特別損失	16,602,000	13,701,329	82.53%	
	第4項	予備費	30,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出
収 入

(単位：円)

	区分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		資本的收入	771,888,000	297,322,000	38.52%	
	第1項	企業債	471,700,000	0	0.00%	
	第2項	補助金	2,865,000	0	0.00%	
	第3項	出資金	297,322,000	297,322,000	100.00%	
	第4項	固定資産売却収入	1,000	0	0.00%	

支 出

(単位：円)

	区分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		資本的支出	994,487,250	170,030,942	17.10%	
	第1項	建設改良費	691,178,250	20,336,400	2.94%	
	第2項	企業債償還金	303,309,000	149,694,542	49.35%	

平成15年度損益計算書(上半期)

(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)

(単位：円)

1 医業収益

(1) 入院収益	2,861,076,024	
(2) 外来収益	1,249,200,987	
(3) その他医業収益	<u>86,436,886</u>	4,196,713,897

2 医業費用

(1) 給与費	2,218,585,107	
(2) 材料費	819,390,313	
(3) 経費	578,304,442	
(4) 減価償却費	103,429,000	
(5) 資産減耗費	23,826	
(6) 研究研修費	<u>10,776,107</u>	<u>3,730,508,795</u>

医業利益 466,205,102

3 医業外収益

(1) 受取利息配当金	11,701
(2) 他会計補助金	0

(3) 補 助 金	0		
(4) 負担金交付金	182,587,000		
(5) その他医業外収益	<u>28,637,469</u>	211,236,170	
4 医業外費用			
(1) 支 払 利 息	74,445,290		
(2) 雑 損 失	<u>0</u>	<u>74,445,290</u>	<u>136,790,880</u>
経 常 利 益		602,995,982	
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	2,280,345		
(2) その他特別利益	<u>0</u>	2,280,345	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	13,701,058		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>13,701,058</u>	<u>△11,420,713</u>
上半期純利益		<u>591,575,269</u>	
上半期末処分利益剰余金		<u>591,575,269</u>	

平成15年度那覇市病院事業貸借対照表 (上半期)

(平成15年9月30日)

		資 産 の 部		(単位:円)
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		1,348,246,798		
ロ 建 物	7,737,277,983			
減価償却累計額	<u>3,481,339,582</u>	4,255,938,401		
ハ 構 築 物	203,205,385			
減価償却累計額	<u>149,648,103</u>	53,557,282		
ニ 器 械 備 品	3,856,264,927			
減価償却累計額	<u>2,371,678,343</u>	1,484,586,584		
ホ 車 両	4,230,000			
減価償却累計額	<u>1,065,850</u>	3,164,150		
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>691,680</u>		

有形固定資産合計	7,146,184,895	
(2) 無形固定資産		
イ電話加入権	<u>2,413,600</u>	
無形固定資産合計		<u>2,413,600</u>
固定資産合計		7,148,598,495
2 流動資産		
(1) 現金預金	1,060,608,450	
(2) 未収金	1,462,329,296	
(3) 貯蔵品	35,750,921	
(4) 前払金	17,382,864	
(5) その他流動資産	<u>72,341,421</u>	
流動資産合計		<u>2,648,412,952</u>
資産合計		<u>9,797,011,447</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 引当金		
イ退職給与引当金	137,988,726	
ロ修繕引当金	<u>43,850,161</u>	
固定負債合計		181,838,887
4 流動負債		
(1) 未払金	251,905,796	
(2) 預り金	32,371,194	
(3) その他流動負債	<u>7,182,888</u>	
流動負債合計		<u>291,459,878</u>
負債合計		473,298,765

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	7,801,738,626	
(2) 借入資本金		
イ企業債	<u>2,240,758,709</u>	
借入資本金合計		<u>2,240,758,709</u>
資本金合計		10,042,497,335
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ国庫補助金	3,047,240,248	

口 県 補 助 金	423,000		
ハ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>179,770,060</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		3,227,433,308	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 上 半 期 純 利 益	591,575,269		
ロ 繰 越 未 処 理 欠 損 金	<u>4,537,793,230</u>		
欠 損 金 合 計		<u>3,946,217,961</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△718,784,653</u>
資 本 合 計			<u>9,323,712,682</u>
負 債 資 本 合 計			<u>9,797,011,447</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

(単位：円)

借 入 先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	2,222,221,768	0	122,873,259	2,099,348,509
沖 縄 県 労 働 金 庫	41,760,000	0	6,960,000	34,800,000
コ ザ 信 用 金 庫	82,677,864	0	13,642,489	69,035,375
郵 便 貯 金 資 金	43,793,619	0	6,218,794	37,574,825
計	2,390,453,251	0	149,694,542	2,240,758,709

一 時 借 入 金

な し

那 覇 市 水 道 局 業 務 の 状 況

1 事 業 の 概 要

主 要 統 計

平成 15 年 9 月 30 日現在

項 目	単 位	実 績
給水人口	人	307,605
給水戸数	戸	137,104
給水栓数	栓	85,350
総配水量	m ³	17,256,510
一日平均配水量	m ³	114,430
一日最大配水量	m ³	126,320
有収水量	m ³	16,173,108
有収率	%	93.72

水道料金調定・収納状況

平成 15 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,352,550,000	3,966,504,743	2,719,053,543	68.55	1,247,451,200

計 理 の 状 況

予 算 の 執 行 状 況

(1)収益的収入及び支出

収入

(単位:円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		水道事業収益	9,042,215,000	4,369,342,946	48.32%	
	第1項	営業収益	8,660,714,000	4,076,184,125	47.07%	
	第2項	営業外収益	103,308,000	40,802,738	39.50%	
	第3項	特別利益	278,193,000	252,356,083	90.71%	

支 出

(単位:円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		水道事業費用	8,716,206,000	2,979,657,339	34.19%	
	第1項	営業費用	8,125,322,000	2,747,592,305	33.82%	
	第2項	営業外費用	564,290,000	231,562,081	41.04%	
	第3項	特別損失	6,594,000	502,953	7.63%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収 入

(単位:円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		資本的収入	495,570,500	15,620,644	3.15%	
	第1項	企業債	0	0	0.00%	
	第2項	補助金	409,800,500	0	0.00%	
	第3項	出資金	35,752,000	0	0.00%	
	第4項	固定資産売却代金	9,520,000	15,620,644	164.08%	
	第5項	その他資本収入	40,498,000	0	0.00%	

支 出

(単位:円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款		資本的支出	1,872,800,000	393,773,040	21.03%	
	第1項	建設改良費	1,439,122,000	182,424,874	12.68%	
	第2項	企業債償還金	428,678,000	211,348,166	49.30%	
	第3項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成15年度損益計算書(上半期)

(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)

(単位:円)

1 営 業 収 益

(1)給水収益	3,778,065,939	
(2)その他営業収益	<u>104,830,531</u>	3,882,896,470

2 営 業 費 用

(1)配水費	1,974,354,537
(2)給水費	198,109,062
(3)漏水防止費	47,220,377
(4)業務費	171,424,254
(5)総係費	244,738,671
(6)減価償却費	450,964,500

(7)資産減耗費	10,900,000		
(8)その他営業費用	0		
(9)受託工事費	<u>0</u>	<u>3,097,711,401</u>	
営業利益			785,185,069
3 営業外収益			
(1)受取利息	35,038		
(2)補償金	2,743,000		
(3)土地物件収益	30,685,103		
(4)雑収益	<u>6,480,799</u>	<u>39,943,940</u>	
4 営業外費用			
(1)支払利息	231,562,081		
(2)雑支出	<u>0</u>	<u>231,562,081</u>	<u>△ 191,618,141</u>
経常利益			593,566,928
5 特別利益			
(1)固定資産売却益	252,249,609		
(2)過年度損益修正益	<u>101,409</u>	<u>252,351,018</u>	
6 特別損失			
(1)過年度損益修正損	479,015		
(2)その他特別損失	<u>0</u>	<u>479,015</u>	<u>251,872,003</u>
上半期純利益			845,438,931
前年度繰越利益剰余金			773,615,920
上半期末処分利益剰余金			<u>1,619,054,851</u>

平成15年度貸借対照表(上半期)

(平成15年9月30日)

(単位:円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1)有形固定資産			
イ 土地		1,112,564,008	
ロ 建物	1,049,819,862		
減価償却累計額	<u>452,387,276</u>	597,432,586	
ハ 構築物	31,484,516,079		
減価償却累計額	<u>8,011,672,411</u>	23,472,843,668	
ニ 機械及び装置	2,548,863,174		
減価償却累計額	<u>1,790,514,341</u>	758,348,833	

イ 企業債	<u>9,671,806,704</u>	
借入資本金合計	<u>9,671,806,704</u>	
資本金合計		13,431,108,108
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	491,656,315	
ロ 国庫(県)補助金	12,766,177,714	
ハ 工事負担金	1,502,904,989	
ニ 補償金	<u>96,609,281</u>	
資本剰余金合計		14,857,348,299
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	944,727,793	
ロ 上半期末処分利益剰余金	<u>1,619,054,851</u>	
利益剰余金合計		<u>2,563,782,644</u>
剰余金合計		<u>17,421,130,943</u>
資本合計		<u>30,852,239,051</u>
負債資本合計		<u>31,510,760,497</u>

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	6,168,924,545	0	119,551,888	6,049,372,657
公営企業金融公庫	3,714,230,325	0	91,796,278	3,622,434,047
計	9,883,154,870	0	211,348,166	9,671,806,704

一時借入金

なし

公 告

那覇市公告第77号
平成15年11月28日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る事業計画変更(第四回変更)の縦覧について

那覇市長 翁 長 雄 志

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業の事業計画(第四回変更)について、その関係図書が次のように縦覧されますので、お知らせします。

- 1 縦覧開始の日
平成15年11月29日(土)(縦覧期間2週間)
- 2 縦覧場所
沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号
地域振興整備公団 沖縄都市開発事務所
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時30分まで

那覇市公告第80号
平成15年12月1日
掲 示 済

建築基準法による命令の公告

次の建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により建築物の所有者に対して違反建築部分の使用禁止及び除却を命じた。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 命令を受けた建築物の所有者氏名
那覇市松山2-4-18 石原昌春
- 2 建築物の所在地
那覇市上之屋後苗代原50-3番地
(那覇新都心土地区画整理地区内222-2街区9-3画地)
- 3 建築物の用途
店舗(麻雀店)

那覇市公告第85号
平成15年12月15日

那覇市入札参加資格審査申請について

平成16・17年度において、那覇市が行う物品の購入、請負、製造、その他の契約（工事を除く）及び不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。

2 申請書類（本市様式）及び記入要領の配付・受付

- (1) 配付期間 平成16年1月15日（木）～平成16年2月10日（火）
- (2) 受付期間 平成16年1月22日（木）～平成16年2月10日（火）
- (3) 場 所 総務部管財課用度物品班（那覇市役所・本庁6階）
申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課用度物品班

電話番号 代表 867 - 0111（内線2227・2298）・直通 862 - 9904

那覇市公告第86号
平成15年12月15日

平成16年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者の追加登録申請受付について

平成16年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加資格者の登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

なお、平成15年2月に登録した者は今回申請する必要はありません。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 受付期間
平成16年1月19日(月)～同年1月23日(金)
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

- 2 受付及び申請書類の配付場所
那覇市総務部 管財課(電話862-9904)

水 道 局 告 示

那覇市水道局告示第4号
平成15年11月25日
掲 示 済

那覇市水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市水道事業管理者
水道局長 高嶺 晃

那覇市水道局給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者 名	事業者の所在地	代 表 者	休止年月日
158	株式会社 しんこうエンジニアリング	那覇市前島 2丁目22番28号	屋良 朝安	平成15年 11月18日

病院管理規程

那霸市病院管理規程第40号
平成15年11月28日
公 布 済

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那霸市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那霸市病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

企 業 行 政 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	160,200	218,200	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	226,200	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	234,600	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	243,500	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	252,500	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	198,600	260,900	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	205,700	269,300	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	213,300	277,600	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	221,100	285,700	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	229,000	293,600	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	236,400	301,300	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	242,800	313,100	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	249,200	321,100	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	255,400	328,500	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	260,900	335,900	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	266,400	343,100	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		271,400	348,600	392,800	409,400	436,300	482,800		
18		276,500	353,300	396,200	412,900	440,000	486,900		
19		281,000	357,300	399,700	416,600	443,900			
20		285,000	360,600	403,100	420,100	447,500			
21		288,700	363,400	406,500	423,600	451,100			
22		291,900	366,300	409,900	427,100				
23		294,200	368,800	413,300	430,600				
24		296,100	371,300	416,700	434,100				
25		298,100	373,800	420,100	437,600				
26		300,000	376,400	423,500	441,100				
27		302,000	379,000	426,900					
28		303,900	381,600						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係) 企業医療職給料表

企 業 医 療 職 給 料 表 (1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	295,800	347,000	425,700
2	235,900	311,900	363,600	438,500
3	245,800	328,200	380,300	450,500
4	261,000	344,600	396,900	462,300
5	276,900	361,000	409,400	473,600
6	292,700	377,500	422,200	484,900
7	307,600	394,100	434,700	495,600
8	323,100	406,600	446,700	506,000
9	337,800	418,000	458,200	516,100
10	350,700	428,600	469,000	525,700
11	363,400	438,100	479,800	535,400
12	375,800	447,200	490,100	544,300
13	385,000	456,100	499,800	552,900
14	393,800	464,800	509,500	561,500
15	401,000	473,500	517,800	569,800
16	405,700	482,000	526,200	578,200
17	410,200	488,000	534,600	586,000
18	412,700	492,900	541,200	592,500
19		497,000	547,700	597,700
20		500,300	552,400	602,300
21		503,800	557,000	
22		507,300	561,600	
23		510,700	565,700	
24		514,100	569,800	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

企 業 医 療 職 給 料 表 (2)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800
2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900
3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900
4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900
5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900
6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500
7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000
8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500
9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000
10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500
11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000
12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600
13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700
14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700
15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400
16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300
17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000
18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900
19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500
20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100
21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100	
22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500	
23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900	
24		295,700	354,400	378,000		
25		297,500	356,700	380,400		
26		299,200	358,700	382,900		
27		301,100	360,800	385,500		
28		302,800	362,900			
29			365,100			
30			367,300			

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師

- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士
- (10) 歯科衛生士

企 業 医 療 職 給 料 表 (3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800
2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200
3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200
4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400
5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500
6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200
7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700
8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100
9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800
10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600
11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500
12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700
13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100
14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700
15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000
16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700
17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400
18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100
19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000
20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600
21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600
22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100
23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300	
24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800	
25	283,900	336,800	378,600	398,900		
26	288,000	340,700	381,900	402,200		
27	291,500	344,000	384,900	405,100		
28	294,600	347,000	387,700	407,500		
29	297,100	349,700	390,500			
30	299,200	351,800	393,200			
31	301,000	353,800	395,500			
32	302,900	355,700				
33	304,800	357,600				
34	306,700	359,700				
35	308,600	361,800				
36	310,500	364,000				
37	312,300	366,300				
38	314,400	368,500				
39	316,300					
40	318,400					
41	320,200					

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

企 業 現 業 職 給 料 表

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	112,400	160,200	218,200	256,300	275,600	296,800
2	116,800	170,700	226,200	265,200	284,800	306,800
3	121,200	177,400	234,600	274,200	294,300	316,900
4	125,600	184,400	243,500	283,300	304,100	327,200
5	130,000	190,200	252,500	292,400	313,800	337,600
6	134,400	198,600	260,900	301,600	323,700	348,000
7	138,800	205,700	269,300	310,900	333,600	357,800
8	143,300	213,300	277,600	320,200	343,300	367,300
9	148,500	221,100	285,700	329,500	352,700	376,700
10	154,300	229,000	293,600	338,700	361,900	386,000
11	160,200	236,400	301,300	348,000	370,900	395,300
12	166,500	242,800	313,100	357,200	379,600	404,600
13	171,100	249,200	321,100	366,100	388,000	413,200
14	174,600	255,400	328,500	374,800	395,000	421,100
15	177,600	260,900	335,900	382,300	400,500	426,900
16	180,300	266,400	343,100	387,800	405,200	432,500
17	182,800	271,400	348,600	392,800	409,400	436,300
18	184,800	276,500	353,300	396,200	412,900	440,000
19	186,800	281,000	357,300	399,700	416,600	443,900
20	188,400	285,000	360,600	403,100	420,100	447,500
21		288,700	363,400	406,500	423,600	451,100
22		291,900	366,300	409,900	427,100	
23		294,200	368,800	413,300	430,600	
24		296,100	371,300	416,700	434,100	
25		298,100	373,800	420,100	437,600	
26		300,000	376,400	423,500	441,100	
27		302,000	379,000	426,900		
28		303,900	381,600			

別表第5中

「		を「		に、
	11,200円		11,100円	
	14,000円		13,800円	
	15,600円		15,400円	
	16,800円		16,600円	

「		を「		に、
	6,200円		6,100円	
	8,100円		8,000円	
	9,700円		9,600円	
	10,300円		10,200円	
	11,300円		11,200円	
	12,100円		12,000円	

「		を「		に改
	8,100円		8,100円	
	10,000円		9,900円	
	10,400円		10,300円	
	10,800円		10,600円	
	11,100円		11,000円	
	12,500円		12,400円	

める。

付則に次の1項を加える。

- 3 第2条の規定により例によることとされる那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第39号）付則第6号第1号の規定の適用については、同号中「管理職手当」とあるのは「管理職手当、初任給調整手当」とする。

付 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、付則の改正規定は公布の日から施行する。

那霸市病院管理規程第41号
平成15年11月28日
公 布 済

那霸市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那霸市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程

那霸市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程（平成15年那霸市病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

期間の区分	支給月額
	円
1年未満	307,900
1年以上2年未満	307,900
2年以上3年未満	307,900
3年以上4年未満	307,900
4年以上5年未満	307,900
5年以上6年未満	307,900
6年以上7年未満	307,900
7年以上8年未満	307,900
8年以上9年未満	307,900
9年以上10年未満	307,900
10年以上11年未満	307,900
11年以上12年未満	307,900
12年以上13年未満	307,900
13年以上14年未満	307,900
14年以上15年未満	307,900
15年以上16年未満	307,900
16年以上17年未満	303,500
17年以上18年未満	299,100
18年以上19年未満	294,700
19年以上20年未満	290,300
20年以上21年未満	285,900
21年以上22年未満	273,900
22年以上23年未満	261,700
23年以上24年未満	249,800
24年以上25年未満	237,800
25年以上26年未満	225,700
26年以上27年未満	210,600
27年以上28年未満	195,700
28年以上29年未満	180,700
29年以上30年未満	165,500
30年以上31年未満	148,100
31年以上32年未満	130,600
32年以上33年未満	113,400
33年以上34年未満	82,900
34年以上35年未満	55,000

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

付 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第42号
平成15年11月28日
公 布 済

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の240」を「100分の215」に改める。

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第43号
平成15年12月15日

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の225」を「100分の210」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の215」を「100分の230」に改める。

付 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第41号
平成15年12月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 銘苅 真由美 他875名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成15年7月1日から同年7月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 876名(内訳 男 517名 女 359名)

那覇市選挙管理委員会告示第42号
平成15年12月2日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,685人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 78,082人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 39,041人

那覇市選挙管理委員会告示第44号
平成15年12月2日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

最終住所又は申請時の本籍	氏名	生年月日	抹消年月日	抹消の理由
省 略	山川 宗苗	省 略	平成15年 12月2日	国内に住民票が作成された日後4ヶ月を経過